

大和市告示第131号

大和市子育て世帯臨時特例給付金支給事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成27年6月5日

大和市長 大 木 哲

大和市子育て世帯臨時特例給付金支給事業実施要綱の一部を改正する要綱

大和市子育て世帯臨時特例給付金支給事業実施要綱（平成26年大和市告示第127号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 この要綱は、平成27年度子育て世帯臨時特例給付金の実施について（平成27年4月13日付け雇児発0413号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づき、消費税率引上げの影響等を踏まえ、子育て世帯に対して、臨時特例的な給付措置として実施する子育て世帯臨時特例給付金を支給する事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

第4条中「10,000円」を「3,000円」に改める。

第5条中「平成26年6月27日」を「平成27年6月8日」に、「同年12月26日」を「同年9月30日」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、平成28年2月29日までとする。

第6条第1項及び第2項を次のように改める。

子育て世帯臨時特例給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）のうち、次に掲げる者は、大和市子育て世帯臨時特例給付金申請書により、市長に対して支給の申請を行うものとする。

- (1) 本市より平成27年6月分の児童手当法（昭和46年法律第73号）の規定による児童手当（以下「児童手当」という。）を支給される者
- (2) 別記第1項第2号に規定する者のうち、平成27年5月31日（以下「基準日」という。）において本市の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。）第3条に規定する住民基本台帳をいう。以下同じ。）に記録されている者（第4号に該当する者を除く。）
- (3) 別記第1項第2号に規定する者のうち、基準日以前に住基法第8条の規定により住民票を消除されていた者であって、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて本市の住民基本台帳に記録

されることとなったもの（次号に該当する者を除く。）

(4) 別記第1項第3号の表第3号左欄に掲げる場合における同表右欄に掲げる者（市長に対し、対象児童に係る児童手当法第7条第1項の規定による認定の請求（市長が適当と認める場合にあっては、子育て世帯臨時特例給付金の支給を受けるための当該認定の請求と同様の請求を含む。別記第1項第3号の表第3号において同じ。）をした者に限る。）

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める書類により、市長に対して支給の申請を行うものとする。

(1) 別記第1項第1号に規定する者のうち、児童手当法第17条第1項に規定する公務員であつて、当該公務員に係る同項の規定により読み替えて適用する同法第7条第1項の認定をした同法第17条第1項の表の下欄に掲げる者その他これらの者に準ずる者に基準日における当該公務員の住所地を本市が把握している者 公務員子育て世帯臨時特例給付金申請書（請求書）

(2) 別記第1項第3号の表第2号左欄に掲げる場合における同表右欄に掲げる者（当該者が入所等している児童手当法第3条第3項各号に掲げる施設等の所在地が本市である場合に限る。）

施設入所等児童用子育て世帯臨時特例給付金申請書（請求書）

第7条中「臨時福祉給付金」を「子育て世帯臨時特例給付金」に改める。

第8条第1項中「第6条第1項」を「第6条」に改める。

第10条第1項中「第6条第1項の」を「第6条の規定による」に改める。

別表第1号様式の項中「大和市子育て世帯臨時特例給付金申請書（請求書）」を「大和市子育て世帯臨時特例給付金申請書」に改め、同表第2号様式の項中「公務員用子育て世帯臨時特例給付金申請書（請求書）」を「公務員子育て世帯臨時特例給付金申請書（請求書）」に改め、同項の次に次のように加える。

第3号様式	施設入所等児童用子育て世帯臨時特例給付金申請書（請求書）	第6条
-------	------------------------------	-----

別表様式番号の欄中「第3号様式」を「第4号様式」に、「第4号様式」を「第5号様式」に、「第5号様式」を「第6号様式」に、「第6号様式」を「第7号様式」に改める。

別記第1項第1号及び第2号を次のように改め、同項第3号中「及びこの号の規定により子育て世帯臨時特例給付金を支給される者（同表第1号及び第3号該当者の欄に掲げる者に限る。）に係る前2号に規定する者の平成25年の所得が児童手当法第5条第1項に規定する政令で定める額以上である場合に」を削る。

(1) 子育て世帯臨時特例給付金は、平成27年6月分の児童手当の支給を受ける者に対して支給する。

(2) 前号に規定する者のほか、子育て世帯臨時特例給付金は基準日において児童手当の支給要件

に該当する者として市長が認めるものに対して支給する。

別記第1項第3号の表第1号該当者の欄中「当該者の」次に「別記第2項の」を加え、同表第2号区分の欄を次のように改める。

基準日における児童手当（児童手当法附則第2条第1項の給付を含む。以下この欄において同じ。）の支給要件に該当する者に係る児童（15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童をいう。以下同じ。）が同法第3条第3項に規定する施設入所等児童であることを児童手当受給者に子育て世帯臨時特例給付金を支給する市町村（特別区を含む。以下同じ。）その他の当該支給要件に該当する者を基準日における児童手当の支給要件に該当するものとして認める市町村が把握した場合

別記第2項各号列記以外の部分中「平成26年1月分」を「平成27年6月分」に、「当該者に支給される同年2月分の児童手当に係る児童（前項第2号のア又はイに掲げる児童に限る。）」を「前項第2号の規定により児童手当の支給要件に該当する者及び市長が認めた者に係る児童」に改め、同項第1号中「基準日」の次に「の翌日」を加え、同項中第2号から第6号までを削り、第7号を第2号とする。

附 則

この要綱は、平成27年6月8日から施行する。